

議案第86号

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、雁の巣レクリエーションセンターの占用料の額を適正なものに改める等の必要があるによる。

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例（昭和46年福岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「場合」の次に「及び市長が特に認める場合」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

（連帯保証人及び保証金等）

第12条の2 市長は、第7条第2項の許可又は第11条第1項の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者に連帯保証人を立てさせ、又は市長の定める保証金を納付させ、若しくは必要な担保を徴することができる。

別表第4 占用料の欄を次のように改める。

占 用 料
2,600円
3,000円
520円
3,000円
2,380円
3,000円
590円

590円
3,070円
15,370円
400円
420円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。